

3. 菊陽町役場で行う手続き

- (1) 住民登録・住民票
- (2) 戸籍届（出生・死亡・婚姻・離婚）
- (3) 印鑑登録・印鑑証明書
- (4) 国民健康保険・後期高齢者医療制度
- (5) 介護保険制度
- (6) 年金
- (7) 税
- (8) 子ども医療費助成



3-(1) 住民登録・住民票

(1) 住民登録

入国管理法の在留資格をもって、3か月を超えて菊陽町に住所を有する場合は、住み始めた日から14日以内に菊陽町役場の窓口（町民課または西部支所）で住民登録を行う必要があります。

住民登録が必要な事案ごとに、手続きに必要なものは、次の表で確認してください。

住民登録が必要な事案	手続きに必要なもの
海外から転入する場合	- 在留カード^{※1} ^{※1} 在留カードが発行されていない場合は、在留カードが後日交付されることが記載されたパスポート。 - パスポート（全員必要） - 転入者の続柄がわかる書類（外国語で記入されている書類は、翻訳者の氏名と署名がある日本語の翻訳文が必要）
町外の市区町村からの転入する場合	- 転出証明書（これまで住んでいた市区町村が発行した証明書） - 在留カード - マイナンバーカード（持っている場合）
町内で転居する場合	- マイナンバーカード（持っている場合） - 同居承認届（転居先に既に住んでいる人がいる場合） - 町が発行した住所の記載がある書類^{※2}（持っている場合） ^{※2} 国民健康保険証、介護保険証、身体障害者手帳など
町外の市区町村に転出する場合	- 在留カード - マイナンバーカード（持っている場合）

(2) 住民票

住民登録が済むと、次の証明書を取得できます。

証明書の種類	証明する内容・手数料	手続きに必要なもの
住民票謄本 ^{※1} ^{※1} 世帯全員分の証明書	菊陽町に住んでいること（住民登録をしている住所、氏名、生年月日、性別、前住所など）を証明する書類です。 希望すれば住民票コード、マイナンバー、国籍、在留資格、在留期間、在留カード番号なども証明できます。 〈手数料〉 1通 300円	本人確認できる書類 （在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど）
住民票抄本 ^{※2} ^{※2} 同世帯員個人の証明書		
住民票記載事項証明書謄本 ^{※1} ^{※1} 世帯全員分の証明書	住民登録してある情報の一部を抜粋して証明する書類です。 〈手数料〉 1通 300円	本人確認できる書類 （在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど）
住民票記載事項証明書抄本 ^{※2} ^{※2} 同世帯員個人の証明書		

担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 ✉chomin@town.kikuyo.lg.jp

3-(2) 戸籍届（出生・死亡・婚姻・離婚）

戸籍とは、人が生まれてから死亡するまでの親族関係を登録するものです。次の場合に、菊陽町役場の窓口（町民課または西部支所）に戸籍の届出を行う必要があります。

届出の種類	いつまで	手続に必要なもの
①出生届	生まれた日から14日	- 出生証明書（病院等が発行したもの） - 母子健康手帳
②死亡届	死亡を知った日から7日	死亡診断書（病院が作成したもの）
③婚姻届	結婚するとき	（結婚の場合）あなたの国や地域の法律が定める結婚の成立要件を証明する書類（在日大使館、領事館、本国で発行されたもの） - 本人確認できる書類（在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど） - 国籍を証する証明書（パスポートなど） - 戸籍謄本（日本国籍の場合）
④離婚届	離婚するとき	

（補足）外国語で書かれた書類は、翻訳者の氏名と署名がある日本語の翻訳文が必要です。

戸籍の登録を済ませた人は、出生、死亡、婚姻、離婚、親族関係などを公に証明するための証明書を発行することができます。

証明書の種類	証明する内容	請求に必要なもの
戸籍全部事項証明書 （戸籍謄本）※ ¹ ※ ¹ 全員分の証明書	戸籍に記載されている人の氏名、生年月日、父母の名前と続柄、出生、死亡、婚姻、離婚などの情報を証明する書類です。	- 本人確認できる書類（在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど） ※「申請者」と「戸籍に記載されている人」が異なる場合は、両者の関係がわかる書類の提示が必要です。 〈手数料〉 1通 450円
戸籍個人事項証明書 （戸籍抄本）※ ² ※ ² 1人分の証明書		
受理証明書※ ³ ※ ³ 手続した人だけが請求できます。	出生・死亡・婚姻・離婚の戸籍届を提出し、役場で受付が完了した場合に、その受付が完了したことを証明する書類です。	本人確認できる書類（在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど） 〈手数料〉 1通 350円
届書の記載事項証明書※ ⁴ ※ ⁴ 特別の事由がある場合に限り請求できます。	出生・死亡・婚姻・離婚の戸籍届を提出し、役場で受付が完了した場合に、その届書に書かれた内容を証明する書類です。	本人確認できる書類（在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど） 〈手数料〉 1通 350円

担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 ✉chomin@town.kikuyo.lg.jp

3-(3) 印鑑登録・印鑑証明書

(1) 印鑑登録

契約や法的手続に使用する印鑑を登録します。菊陽町役場の窓口（町民課または西部支所）で手続を行います。

外国籍の方は、住民基本台帳に記載されている（住民登録した）アルファベットの名前で印鑑登録することができます。住民基本台帳に名前をカタカナでも表記している場合は、カタカナ読みの名前で印鑑登録することができます。

印鑑登録の方法・手数料	手続に必要なもの
印鑑登録する本人が窓口で手続を行う必要があります。 〈手数料〉 1件 300円 	- 登録する印鑑 - 本人確認できる書類※（在留カード、マイナンバーカード、パスポートなど） ※顔写真付きのもの (登録できない印鑑) - ゴム印や変形しやすい印鑑 - 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの - 印影が不鮮明なもの

(2) 印鑑証明書

印鑑登録を行った場合に、次の証明書を取得できます。

証明書の種類	証明する内容・手数料	請求に必要なもの
印鑑登録証明書	登録した印鑑を証明する書類です。 〈手数料〉 1通 300円	印鑑登録証 (青色のプラスチックカード)



担当課の連絡先

菊陽町役場 町民課 ☎096-232-4914 ✉chomin@town.kikuyo.lg.jp

3－(4) 国民健康保険・後期高齢者医療制度

日本に住民登録している人は、次のいずれかの公的医療保険に加入しなければなりません。職場の健康保険に加入していない場合は、菊陽町役場の窓口（健康・保険課）で国民健康保険に加入する手続きを行い、国民健康保険税を支払う必要があります。

国民健康保険に加入すると保険証が交付され、医療機関で診察を受ける時に保険証を提示すると、医療費の負担が少なくなります。

なお、75歳以上の人は後期高齢者医療制度の対象となります。

〈3つの公的医療保険〉

①健康保険 	■会社などで働いている人が加入する保険で、勤務先で手続きする必要があります。 ■詳しくは、勤務先にお尋ねください。
②国民健康保険 	■「①健康保険」に加入していない人は、国民健康保険に加入する必要があります。 ■役場の窓口（健康・保険課）で加入手続きを行い、国民健康保険税*を支払う必要があります。 ※国民健康保険税については、12ページを確認してください。
③後期高齢者医療 	■75歳以上の人が加入します。 ■65歳以上で障がいを持っている人も加入できます。 ■役場の窓口（健康・保険課）で加入手続きを行い、後期高齢者医療の保険料を支払う必要があります。

〈補助金・還付金の手続〉

②国民健康保険と③後期高齢者医療の加入者は、次表の場合に役場の窓口（健康・保険課）で手続きすると、補助金や還付金を受け取ることができる場合があります。手続には、本人確認できるもの（免許証・パスポート・在留カードなど）と保険証が必要です。

手続の事案	手続に必要な書類
子どもを産んだとき	病院との合意文書、領収書、通帳
家族が亡くなったとき	会葬礼状、通帳
病院に払ったお金が高いとき	領収書、通帳
コルセットなどの治療用装具で医師が必要と認めたとき	医師の診断書、領収書、通帳

〈保険料の払い方〉

保険料は、事前に届け出された銀行口座からの引き落としか、町が送る納付書を使って、銀行や郵便局、コンビニまたは役場の窓口で払うことができます。

担当課の連絡先

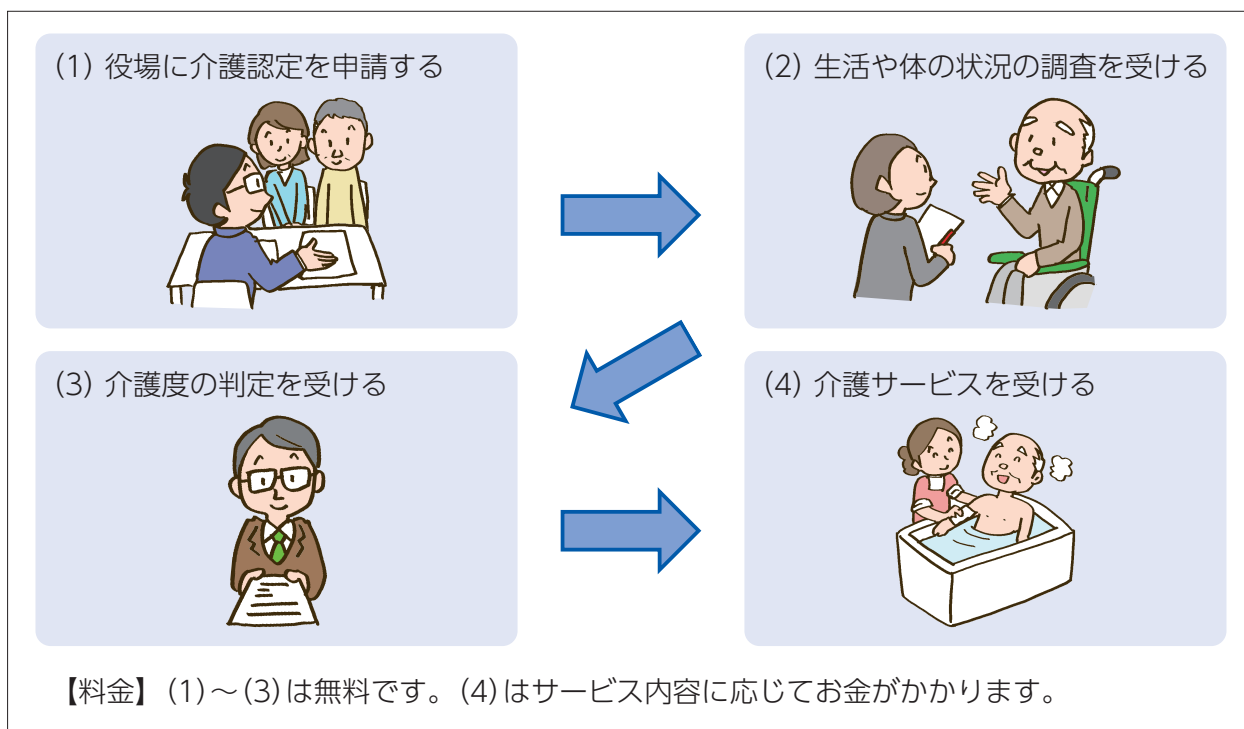
菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 📧 kokuho@town.kikuyo.lg.jp

3-(5) 介護保険制度

菊陽町に住民登録している65歳以上の人^{*}は、病気やケガなどで介護が必要になった場合に、菊陽町役場の窓口（介護保険課）で介護認定申請を行うことで、体と心の状態に合った介護サービスを受けることができます。

※介護が必要になった原因によっては、40歳以上の人も対象となります。

〈手順の流れ〉



(介護サービスの例)

- ヘルパーが家に来て、入浴を手伝う。
- 家の廊下に手すりを付ける。
- 昼間など家族がいない時間に施設で過ごす。



介護申請を行わなくても、65歳以上の人で体力が落ちたと感じる人は、窓口にご相談ください。介護予防の運動などを紹介できる場合があります。

〈介護保険料〉

65歳以上の方は、全ての方が介護保険料を払う必要があります。保険料は、①届け出た銀行口座からの引き落としか、②町から送付する納付書で支払ってください。

【納付書の支払場所】 コンビニ、銀行、郵便局、役場
詳しくは役場の窓口（介護保険課）へお問い合わせください。

担当課の連絡先

菊陽町役場 介護保険課 ☎096-232-2508 ✉ kaigohoken@town.kikuyo.lg.jp

3-(6) 年金

(1) 公的年金制度

日本では、20歳以上60歳未満の人は必ず公的年金に加入する必要があります。公的年金には、国民年金と厚生年金があり、被保険者は3区分に分かれています。

〈公的年金の種類と被保険者の区分〉

区分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
公的年金の種類		厚生年金 (70歳未満で会社や事業所で働く人)	
	国民年金(基礎年金) (20歳以上60歳未満の全ての人)		
(対象者)	自営業、農林漁業、アルバイト、無職、学生など	会社や事業所などで働く人	第2号被保険者の被扶養配偶者
加入手続の場所	菊陽町役場の窓口 (健康・保険課)	自分の職場	第2号被保険者の職場
手続に必要なもの	手続前に健康・保険課に確認してください。 ・年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など) ・年金番号がない場合は、マイナンバーカードや旅券など	手続前に職場に確認してください。	手続前に第2号被保険者の職場に確認してください。
保険料の納付方法	次のいずれかの納付方法を選択し、健康・保険課で手続してください。 ・納付書 ・口座振替 ・クレジットカード	給料から保険料が差し引かれます。	第2号被保険者の給料から保険料が差し引かれます。
その他	国民年金保険料には、免除や納付猶予などの特例があります。		

〈公的年金制度や手続の詳細〉

詳しい内容は、右のQRコードからホームページをご確認ください。



公的年金HP
(14か国語対応)

(2) 私的年金

私的年金には、公的年金と別に保険料を納付し、公的年金に上乗せして給付を行う企業年金やiDeCoなどがあります。詳しくは、上のQRコードからホームページをご確認ください。

担当課の連絡先

菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 📧 kokuho@town.kikuyo.lg.jp

3-(7) 税

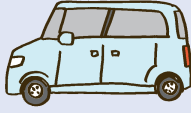
税は、医療、道路、教育、警察などの公的サービスの費用を賄うものです。みんなで支え合い、共に
よりよい社会を作るため、この費用をみんなで公平に負担する必要があります。

税には、国に納める「国税」と、熊本県や菊陽町に納める「地方税」があります。

〈主な税目〉

種類	税目	概 要	問合せ先
国税	所得税	■国が現年の1月から12月までの個人の所得に課税します。 ■会社や事業所に勤めている人は、毎月の給与から所得税が差し引かれます。 ■自営業などの人は、2月16日から3月15日までに確定申告書を税務署に提出する必要があります。	菊池税務署 ☎0968-25-2121
地方税	住民税 ^①	■菊陽町が1月1日時点で町内に住所がある人の前年1月から12月までの個人の所得に課税します。 ■会社や事業所に勤めている人は、毎月の給与から住民税が差し引かれます。 ■前年の所得は2月16日から3月15日までに申告が必要です（自営業などで確定申告書を提出した人、会社や事業所などから給与支払報告書が町に提出されている人は不要）。 ■給与から引かれない人は6月ごろに町から納付書を郵送しますので、コンビニや銀行窓口などで納付してください。	菊陽町役場税務課 ☎096-232-4911 ①の担当 ：住民税係 ②の担当 ：固定資産税係
	国民健康保険税 ^①	■菊陽町が国民健康保険の加入者を対象として、前年1月から12月までの個人の所得に課税します。 ■納税義務者は世帯主です。6月ごろに町から納付書を郵送しますので、コンビニや銀行窓口などで納付してください。	
	固定資産税 ^②	■菊陽町が1月1日時点で町内に土地、家屋、償却資産（事業用の機械や設備など）を所有している個人や法人に課税します。 ■町内で事業を行っている人は、1月1日時点での資産の状況を1月31日までに町に申告してください。 ■5月ごろに町から納付書を郵送しますので、コンビニや銀行窓口などで納付してください。	
	軽自動車税 ^②	■4月1日時点で軽自動車や原動機付自転車（バイク）などを所有している人に町が課税します。 ■5月ごろに町から納付書を郵送しますので、コンビニや銀行窓口などで納付してください。 ■次の場合は、ナンバープレートの手続も必要です（別表参照）。 ①車両を取得する場合 ②町外から転入する場合 ③町外へ転出する場合 ④廃車する場合	
	自動車税	■4月1日時点で自動車を所有している人に県が課税します（4月1日以降に自動車を購入した場合は、月割で課税）。 ■県から納付書が郵送されるので、コンビニや銀行などで納付してください。	熊本県自動車税事務所 ☎096-368-4020

〈軽自動車税の対象車両とナンバープレートの手続場所〉

車両の種類		手続場所
原動機付自転車 (バイク) 	総排気量 50cc以下～125cc以下 三輪以上 50cc以下	菊陽町役場 税務課 菊陽町久保田2800番地 ☎096-232-4911
小型特殊自動車 	トラクター、コンバイン、 フォークリフトなど	
軽自動車 	三輪	熊本県軽自動車検査協会 熊本市東区東本町16番3号 ☎050-3816-1758
	四輪以上 乗用・貨物（営業用・自家用）	
小型自動車 	二輪（125cc超250cc以下）	熊本運輸支局 熊本市東区東町4丁目14番35号 ☎050-5540-2086
	二輪（250ccを超えるもの）	

〈その他の税（消費税）〉

日本国内で商品やサービスを購入すると、10%の消費税が課税されます。商品やサービスの代金を支払う際に、併せて支払います。

担当課の連絡先

菊陽町役場 税務課 ☎096-232-4911 ✉ zeimu@town.kikuyo.lg.jp

3-(8) 子ども医療費助成

菊陽町では0～18歳までの子どもの医療費を助成しています。

熊本県内の医療機関を受診（通院）する場合に、「^{ひかりこ}陽っ子カード」と「保険証」を医療機関の窓口提出すると、子どもの医療費が無料になります。「^{ひかりこ}陽っ子カード」は、役場で手続すると受け取れます。

〈対象になる人〉

菊陽町に住民登録している0歳～18歳^{*}までの子ども

※18歳になって最初に迎える3月31日まで

〈対象になる医療費〉

保険が適用される医療費



〈^{ひかりこ}陽っ子カード〉の手続〉

役場に子どもの「保険証」と、親の「預金通帳」、「印鑑」を持ってきましたください。

〈^{ひかりこ}陽っ子カード〉が使えない場合の子ども医療費の受け取り方法〉

入院する場合や熊本県外の医療機関を受診する場合は、一旦、医療機関の窓口で医療費を支払ってください（^{ひかりこ}陽っ子カード）を使えません）。

後日、役場で手続を行うことで、医療費の助成を受け取ることができます。

- ・医療を受けた次の月から1年以内に手続してください。
- ・「病院の領収書」と「印鑑」を持ってきましたください。
- ・子ども医療費は月ごとに計算します。



担当課の連絡先

菊陽町役場 健康・保険課 ☎096-232-4912 ✉ kokuho@town.kikuyo.lg.jp